

東京外かく環状道路（関越～東名）工事に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月28日

提出者

21番 本間 まさよ

6番 宮代 一利

1番 道場 ひでのり

4番 桜井 夏来

11番 落合 勝利

13番 山本 あつし

19番 小美濃 安弘

26番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子 殿

東京外かく環状道路（関越～東名）工事に関する意見書

令和4年2月28日に、東京地方裁判所より、工事差止め仮処分命令申立てに対する決定が、事業者である国土交通省関東地方整備局、NEXCO東日本及びNEXCO中日本に送達された。その決定は、東京外かく環状道路（関越～東名）における7本のシールドトンネル工事のうち、東名立坑発進に係る2本のトンネル掘削工事について、気泡シールド工法による掘削工事を行ってはならない旨の内容である。

武蔵野市議会は、令和2年10月18日の調布市での道路陥没事故発生以降、同年12月3日に、内閣総理大臣、国土交通大臣及び環境大臣宛てに「東京外かく環状道路（関越～東名）工事における安全性の確保に関する意見書」を、令和3年3月26日には、前記各大臣に加え東京都知事宛てに「東京外かく環状道路に関する意見書」を提出してきた。この中で、対応の方針の着実な履行、沿道住民に対する安全性確保の説明と不安の解消を図ることを求めてきた。これらが十分に実行されていない状況下において、今後の掘進予定である武蔵野市内における安全性の確保について、強く懸念している。

工事を再開するためには、再発防止対策を明確にすること、及び沿道住民の不安を解消することが必須であり、住民と事業者双方が、納得のいくまでコミュニケーションを取り続ける必要があると考える。また、工事が再開することになったとしても、そのことで武蔵野市内における安全性が確保されることを意味しているとは考えておらず、さらなる事前調査の計画と沿道住民に対する安全性確保の説明を繰り返し、不安解消を図っていただきたい。

以上の経緯と事由から、武蔵野市議会は、武蔵野市民の良好な生活環境の維持と沿線住民の安心な生活と財産を守るため、下記のとおり、国及び東京都に要望する。

記

- 1 再発防止対策が機能することの確認を踏まえた再発防止対策を示し、係争中であることに鑑み、沿道住民が納得するまで工事を再開しないこと。
- 2 再発防止対策の策定及び沿道住民への説明の具体的なスケジュールを示すこと。

3 今後、掘進予定である武蔵野市内の周辺住民に対し、再発防止対策の丁寧な説明を行い、協議を繰り返し、住民の不安を解消すること。

4 今後、掘進予定である武蔵野市内の周辺地域において、事前調査の計画について丁寧な説明を行った上で、十分な事前調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣
東京都知事

宛て